

平成19年度家畜商講習会開催要綱

1 目的

家畜商業務の健全な運営を図り、家畜取引の公正を確保するため、新たに家畜の取引業務に従事しようとする者に、その業務に関する知識を修得させることを目的とする。

2 受講対象者

家畜の取引の業務に従事しようとする者

3 講習会を開催する指定講習機関

社団法人島根県畜産振興協会

4 開催日時

平成19年12月13日（木）及び12月14日（金）
午前9時から午後5時まで

5 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

6 講習科目及び時間

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令について | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴について | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について | 6時間 |

7 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真をはり付けること。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,000円を、講習会初日に会場受付で納付すること。

(3) 受講申込書の提出期限

平成19年11月30日（金）

（郵送による場合は、平成19年11月30日（金）までの消印のあるものに限る。）

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1

社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、押印の上、受付場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、80円切手をはった受講票送付先明記の封筒（定形）を同封すること。

8 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

9 その他

(1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から9時までとする。

(2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること

(3) この講習会についての問合せは、社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷（電話0852-31-3609）にすること。

(別記様式)

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

島根県知事指定講習機関
社団法人 島根県畜産振興協会 会長理事 様

住 所
氏 名 (電話番号 — — ⑩)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)
・ 申込前6月以内に
撮影したもの
・ 無帽で本人と識別
できるもの
・ 縦4センチメー
トル、横3センチメ
ートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。